



令和8年1月15日

野洲市長 櫻本 直樹 様

野洲市人権施策審議会

会長 太田 信成

第5次野洲市人権施策基本計画の策定について（答申）

令和7年3月19日付け野人施第13号で諮問のありました標記の件については、当審議会では慎重に審議を重ね、別添のとおり第5次野洲市人権施策基本計画（案）を取りまとめましたので、答申します。

なお、答申の趣旨については裏面のとおりです。

答申の趣旨

この答申は、野洲市人権施策審議会が令和7年(2025年)3月19日に野洲市長から諮問を受け、「第5次野洲市人権施策基本計画」の策定にあたって審議した結果をまとめたものです。

野洲市では、平成16年(2004年)10月1日から「野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例」を施行するとともに、『野洲市「人権尊重のまち」宣言』『平和都市宣言「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」』を平成18年(2006年)2月25日にそれぞれ宣言し、同和問題をはじめ、障がいのある人、外国人、子ども、女性、高齢者等あらゆる人権問題を解決し、すべての人の人権が尊重される社会づくりを目指してきました。また、令和3年(2021年)3月には、「第4次野洲市人権施策基本計画」を策定し、人権に関するさまざまな課題の解決に向けて、人権教育・啓発をはじめとする人権施策を総合的に推進してきました。

そして、人権三法とよばれる「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年(2016年)に施行されました。また、令和元年(2019年)には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ新法)」、令和5年(2023年)には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)」、令和7年(2025年)には「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(情報流通プラットフォーム対処法)」が施行されました。法律の具現化に向けた取組の推進が必要とされている中、このたび、「第4次野洲市人権施策基本計画」の期限を迎えるにあたり、これまでの成果を踏まえるとともに現在のさまざまな人権課題の状況及び社会情勢の変化や法令等の整備に対応するため、今日までの人権施策の取組を検証し、課題の解決に向けた本市の今後の人権施策のあり方について従来の計画の見直しを行い、「第5次野洲市人権施策推進計画」を策定しました。

また、この第5次計画では、性的マイノリティに対する偏見等、新たな人権課題に対応するため、「性の多様性」を分野別施策の推進項目に追加し、多様な性のあり方への理解増進と、当事者が直面する課題に対応できる相談支援体制の整備を進めることとしています。

当審議会では、12名の審議員からさまざまな視点に立った意見をいただき、「第5次野洲市人権施策基本計画」(案)として取りまとめました。

この答申が、新たな基本計画となり、野洲市において人権が尊重される社会が実現されることを期待します。